中城村第五次総合計画

中期基本計画

令和８年３月

中城村

『中城が好き　～誇りと愛着が生み出す　とよむ中城～』の実現を目指して

はいたい　ぐすーよう　ちゅーうがなびら

中城村第五次総合計画中期基本計画の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

中城村は、世界遺産中城城跡をはじめとする豊かな歴史文化、緑あふれる自然や碧く輝く海に恵まれた誇り高き村です。近年では、南上原地区を中心とした計画的なまちづくりにより、若年層をはじめ多くの方々に、居住地として選ばれる活気ある村として成長してまいりました。

私たちは、中城村第五次総合計画の基本構想において「中城が好き　～誇りと愛着が生み出す　とよむ中城～」を将来像に掲げています。令和７年度までを計画期間とする前期基本計画においては、教育環境を整えるための中城小学校及び津覇小学校の校舎建替え工事が完了し、また、村の拠点となるタウンセンター地区周辺において地区計画を導入し土地利用を推進するなど、将来に繋がる確かな足跡を刻んでまいりました。

これからの令和８年度から令和 11 年度までを計画期間とする中期基本計画においては、タウンセンター地区内に商業施設を誘致し、下地区の買い物不便地域の解消に取り組んでまいります。また、「災害に強いまちづくり」「健康増進」「財政力強化」を重点プロジェクトとして新たに位置づけ、住んでよかったと誰もが実感できる中城村の実現に向け、村民の皆様とともに、一歩ずつ着実に歩みを進めてまいります。

おわりに、中城村第五次総合計画中期基本計画の策定にあたり、ワークショップやパブリックコメントを通して多くのご意見をいただきました村民の皆様、策定にご尽力いただきました関係各位に対し心より感謝申し上げるとともに、将来像の実現に向けて村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつと致します。



令和８年３月

中城村長　比嘉　麻乃



第五次中城村総合計画　中期基本計画　目次

第Ⅰ章　はじめに

1．中期基本計画の目的……1
2．計画の期間と構成・評価検証……2
3．中城村を取り巻く社会経済情勢……5
4．中城村の現状……8

第Ⅱ章　基本構想の概要

1．中城の将来像……11
2．まちづくりの基本理念……12
3．施策の大綱：目指す村の姿……13
4．土地利用の考え方……14

第Ⅲ章　中期基本計画

1．基本計画の考え方……19
2．施策の体系……20
3．基本計画の見方……22
4．成果指標の設定……24
5．基本目標・基本施策……25
目指す村の姿１：子どもの健やかな成長を支援します……25
目指す村の姿２：誰もが笑顔で元気に生活できる村にします……37
目指す村の姿３：豊かな自然と歴史文化を守り継承します……57
目指す村の姿４：安定したまちの基盤をつくります……69
目指す村の姿５：中城の魅力を創造し発展させます……85
目指す村の姿６：安全・安心の暮らしを創出します……99
目指す村の姿７：連携と協働により持続的発展を目指します……109
6．重点プロジェクト……116

資料編

資料編１．統計からみる中城村の現状……資 01
資料編２．策定経緯……資 05
資料編３．検討体制……資 05
資料編４．総合計画の各施策と SDGs の関係……資 08

第Ⅰ章　はじめに

1．中期基本計画の目的

本村では昭和 57（1982）年に策定された第一次総合計画から、これまで 4 度にわたって策定を行い、時代に即した様々な施策や事業を推進してきました。直近では、令和 4（2022）年度に策定された令和 15（2033）年度を目標期間とする『中城村第五次総合計画基本構想』（以下、基本構想）において「中城が好き～誇りと愛着が生み出す　とよむ中城～」を将来像に掲げ、令和 7（2025）年度を目標期間とする『前期基本計画』を柱として村づくりに取り組んできました。しかし、令和 7（2025）年度をもって前期基本計画の計画期間を終了することから、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度を計画期間とする『中期基本計画』を策定し、引き続き基本構想の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

前期基本計画の期間内においては、全国的な課題として、加速する少子高齢化、豪雨等の災害の激甚化や気候変動への対応、アフターコロナの中でのデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展やインバウンドの増加、特殊詐欺等の犯罪の多様化、物価高や人件費の高騰を背景とする経済的課題等、社会全体で様々な変化がありました。

本村においても、小中学校の移転・整備、国道 329 号西原バイパスの事業化、「中城島ニンジン」の GI 登録、タウンセンター周辺の地区計画等の土地利用検討、子育てに対する支援等、村民の方々の生活に直結した取組みが進められています。さらに本村は未だ人口が増加傾向にある全国的にも数少ない自治体ですが、近年では人口増加のスピードも緩やかになり、住民基本台帳によると令和 7（2025）年 12 月末時点での本村の人口は 22,865 人（令和 2 年国勢調査から＋ 708 人）となっています。今後は、人口というこれまでの量的な成長を評価し、生活の中での豊かさを付加していく、質的な成長を伴走させるという前基本計画からの目標を踏襲しながら、持続的な発展を目指していく必要があります。

このように、本村を取り巻く社会情勢や環境、村民ニーズが刻々と変化する中、中期基本計画では村民の方々からの村政や生活する上での様々なご意見、前期基本計画の評価検証をふまえ、本村の魅力の向上と、変化する課題に柔軟にかつ総合的に対応するため、今後 4 年間で行政として施策ごとに設定する目標に向かって、取組みを進めていきます。



2. 計画の期間と構成・評価検証

（1）計画の期間と構成

総合計画は、村の目標とする将来像と村の目指すべき姿を明確にし、その実現のための基本的方向性を示すもので、村政運営の基本として、村の最上位計画に位置づけられるものです。

「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、本計画は「中城村第五次総合計画基本構想」を実現するために定められる「中城村第五次総合計画中期基本計画」です。

【基本構想】　計画期間：11 年間

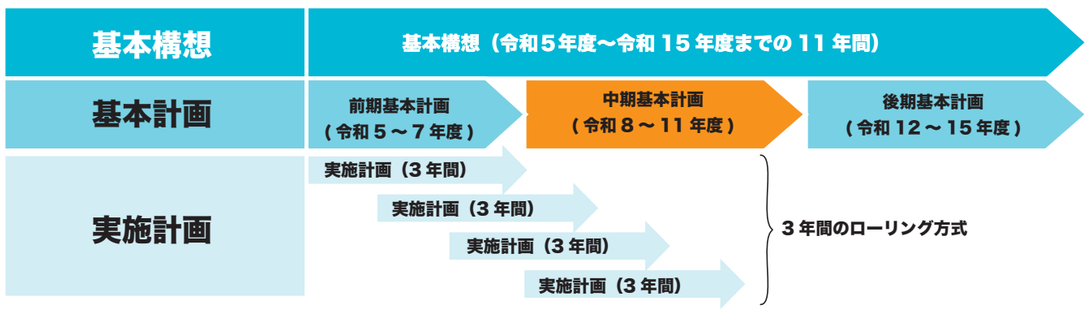
基本構想は村の将来像と 5 つの基本理念、 7 つの目指すべき姿を定めており、計画期間は令和 4（2022）年度～令和 15（2033）年度の 11 年間です。

【基本計画】　計画期間：前期３年間、中後期４年間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像を実現するための計画です。基本構想で示された 7 つの目指す村の姿を 18 の基本施策として、現状と課題や基礎データ、取組みの方向性、成果指標等を示しています。計画期間は前期基本計画 3 年（令和 5 年度～令和 7 年度）、中期基本計画 4 年（令和 8 年度～令和 11 年度）、後期基本計画 4 年（令和 12 年度～令和 15 年度）とします。本計画は中期基本計画に該当し、後期基本計画については本計画の達成状況や社会経済情勢の動向をふまえて改定を行います。

【実施計画】　計画期間：３年間

実施計画は基本計画をもとに具体的な事業を実施するための事業計画です。実施計画の期間は 3 年間とし、毎年ローリング方式により、社会経済情勢の変化や財政状況等を照らし合わせながら、必要な見直しを行います。



（2）計画の評価・検証

①検証・評価の方法

中城村第五次総合計画に掲げる取組みを着実に推進するにあたり、年度ごとの進捗状況を把握し、計画期間終了時における取組みの達成に向けた事業の改善や見直しにつなげるための検証・評価を行います。進捗状況については取組みごとに確認リストを作成し、各課担当者が記入を行います。検証・評価の手法については以下の通りです。

①基本計画において設定した各施策の「成果指標（KPI）」について、目標値に対する現状を年度ごとに把握・検証し、未達成の場合は課題を含めて、状況に応じた実施計画の見直しを実施する。
②基本計画前期・中期・後期の最終年度においては、それまでの進捗確認と検証内容をもとに、それぞれの期間における総括評価を行い、次の期間の基本計画策定に際しての指標とする。
③検証・評価については、村議会の意見を聴取しながら、事業改善につなげるとともに、その結果を村ホームページに公表する等、住民への適切な情報発信に努める。

■検証・評価項目

検証・評価項目	記載内容
実施内容	実施事業名、実施した内容を記載する
評価・課題	実施内容に基づき、１年間で得られた成果、評価、課題について記載する
今後の方向性	評価・課題に基づき、次年度以降の実施内容や取組みの方向性を検討して記載する
指標に対する成果	設定した指標に対する評価を記入する。指標Ⅰ、Ⅱについては具体的な数値を、指標Ⅲ、Ⅳについては、取組みを行ったことに対する成果を記載する
指標に対するコメント	成果に対する評価を記載する
次期計画策定時の方向性	次期計画に向けて継続、見直し、廃止等の方向性を記載する

②前期基本計画の評価

前期基本計画では基本構想で5つの基本理念と7つの目指す村の姿を設定し、基本計画で18の基本施策、52の分野、298の主な取組みを設定しています。その主な取組みの全てにおいて指標を設定し、担当課に現状をヒアリングしながら評価を行いました。全ての取組みの中で、未実施であったものは25件で、これらの取組みについては、中期基本計画の中で方向性を再整理しました。

■検証・評価項目

※1つの取組みに複数の指標を設定している場合もあるため、取組数と指標数は一致しない

目指す村の姿	施策	取組数	指標数			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
子どもの健やかな成長を支援します	1．妊娠から成長までを支える仕組みを構築します	21	12	6	18	2
	2．子どもの豊かな教育を支援します	30	3	15	20	0
誰もが笑顔で元気に生活できる村にします	3．健康に暮らすことができる村をつくります	13	16	4	0	0
	4．地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります	19	1	3	13	1
	5．生涯にわたる学びの機会を創出します	9	1	3	4	1
	6．多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります	8	1	1	5	2
	7．平和の心を次世代につなぎます	4	0	1	2	1
豊かな自然と歴史文化を守り継承します	8．中城の美しい自然環境を保全します	7	0	1	0	6
	9．地球環境に配慮した取組みを推進します	10	1	3	2	4
	10．文化財を保存・継承します	19	2	2	11	4
安定したまちの基盤をつくります	11．全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します	31	9	1	16	6
	12．暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します	15	0	2	3	10
中城の魅力を創造し発展させます	13．経済と産業のさらなる発展を目指します	46	16	13	11	7
	14．多様な交流が生まれる環境を創出します	3	0	0	2	1
安全・安心の暮らしを創出します	15．災害に強い基盤と仕組みをつくります	15	2	2	10	0
	16．住民生活の安全・安心を確保します	22	7	5	9	2
連携と協働により持続的発展を目指します	17．地域コミュニティを育成します	9	1	0	6	2
	18．役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます	17	7	5	3	3
合計		298	79	68	135	52

3． 中城村を取り巻く社会経済情勢

昨今、国内外を問わず、村を取り巻く社会・経済の状況は大きく変化しており、本村においても村民生活や今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが予想されます。そのため、今後起こりうる変化を予測し、柔軟に対応できる計画とすることが必須となることから、特に以下のような視点をもって計画の推進を図っていきます。

（1）人口減少・少子高齢化社会の進行

日本の人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあり、令和2年国勢調査では1億2,615万と前回調査である平成27年国勢調査と比較して86万8千人減少しています。国立社会保障･人口問題研究所（以下「社人研」）の将来推計人口によると2060年時点での総人口は8,674万人、このうち65歳以上の高齢者は3,464万人で、人口の約40%になると推計されています。

人口減少が進行すると、労働力不足、経済規模の縮小、社会保障制度への影響、地方財政への影響、コミュニティ機能の低下による地域社会への影響等、多くのマイナス影響が想定されています。

本村では令和6（2024）年度末時点で､高齢化率は21.8%（全国の高齢化率は29.3%）となっており、全国と比較すると低い水準を保っていますが、今後本村でも確実に進行していくであろう少子高齢化に対応するため、各種支援等により、子どもから高齢者までが安心して暮らしていける仕組みを作ることが必要です。

（2）気候変動・地球温暖化への対応

近年、気候変動等を原因として集中豪雨や洪水、大規模地震、異常高温、干ばつ等の自然災害が多発し、全世界的に大きな影響が及ぼされています。さらに自然災害だけでなく、農産物等の食糧生産への影響や、漁業環境の変化、生物多様性への影響等も課題となっています。

特に地球温暖化への対策は急務であり、国は令和2（2020）年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、温室効果ガスの削減目標を「2030年度において2013年度から46%削減する」としています。

カーボンニュートラルの実現は全世界的な課題ではありますが、国や地方自治体、企業、個人がそれぞれの立場から限りある資源に配慮した低炭素社会づくりに、出来ることから取組む姿勢が必要です。

本村は豊かな自然に恵まれており、それが大きな魅力のひとつです。斜面緑地をはじめとした森林の保全、海や河川の環境保全等に積極的に取り組み、環境と調和した地域の形成を目指していく必要があります。

（3）安全・安心なまちづくり

多発する自然災害の教訓をふまえて、国、県、各自治体でも防災・減災のための取組みが進められています。一方で高齢化やコミュニティの希薄化等、地域を取り巻く環境の変化に伴い、施設の整備や災害準備品の確保だけでは安全・安心なまちづくりは困難になることが想定され、災害に強いまちづくりのためには、一人ひとりが助け合いながら地域でできることを実践する「自助」「共助」「公助」の考え方を組み合わせた災害対策が必要となっています。

また、子どもや高齢者の交通事故や、近年増加している特殊詐欺等の犯罪の被害にあうケースも絶えないことから、交通安全や防犯に対する意識を一層高め、村民や事業者、行政が相互に連携して安全・安心のまちづくりを進めていくこと必要です。

（4）健康・福祉への取組み

高齢化の進展等を背景に、国民医療費、介護費用は年々増加しており、それに伴って介護保険料や健康保険料の値上げも行われています。医療保険制度、介護保険制度については給付と負担のバランスを図りながら持続可能性を確保することが必要となっています。

また、健康寿命という考え方が広く一般的になってきましたが、令和４（2022）年の厚生労働省のデータによると、健康寿命と平均寿命の差は、男性で約８～９年、女性で約 11 ～ 12 年となっており、この差は医療や介護の必要となる「健康ではない期間」となります。この期間が長くなればなるほど、医療費や介護費の増加につながるため、健康寿命をのばし、平均寿命との差を縮めるため、若いうちから運動や食生活を通した健康習慣を身につけることが、重要視されています。

（5）子育て支援への取組み強化

国の子育て支援は、少子化、人口減少への対策として、令和５（2023）年に発足した「こども家庭庁」を中心に経済的支援、保育サービスの拡充、働き方改革を３つの柱として、急速に強化されています。経済的支援として、児童手当の拡充や高等教育の無償化、保育サービスの拡充として「こども誰でも通園制度」の実施や認定こども園の整備、働き方改革として「産後パパ育休」等育児休業の強化や「育児・介護休業法」の改正等が進んでいます。

また、各自治体においても独自の子育て支援策が取り組まれており、給食費の無償化や子ども医療費助成の対象拡大、第２子以降の保育料無料化等自治体によって様々なメニューが検討されています。

いまや子育てのしやすさや教育環境の良さ、支援の手厚さは、子育て世帯が住居を決定する際の重要なポイントとなっており、自治体の人口減少対策の一環としても取組みが進められています。

（6）経済対策

日本の物価高は、令和３（2021）年頃から始まり、ロシアのウクライナ侵攻等世界情勢が不安定化したことによる原材料の資源・原材料物価高騰、コロナ禍からの需要回復及び記録的な円安等を主な原因として加速しています。また、令和６（2024）年４月における消費者物価指数が令和２（2020）年から 7.7%上昇する等物価高騰の状況が現在も続いています。さらに賃金の上昇が物価上昇に追い付かず、実質賃金はマイナス傾向が続いており、家計を圧迫する状況となっています。国は賃上げやガソリン価格の抑制、政府備蓄米の売渡し等対策を進めており、令和７（2025）年から令和８（2026）年にかけては、多くの自治体で国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した独自の物価高対策が行われています。

（7）情報化社会の進展

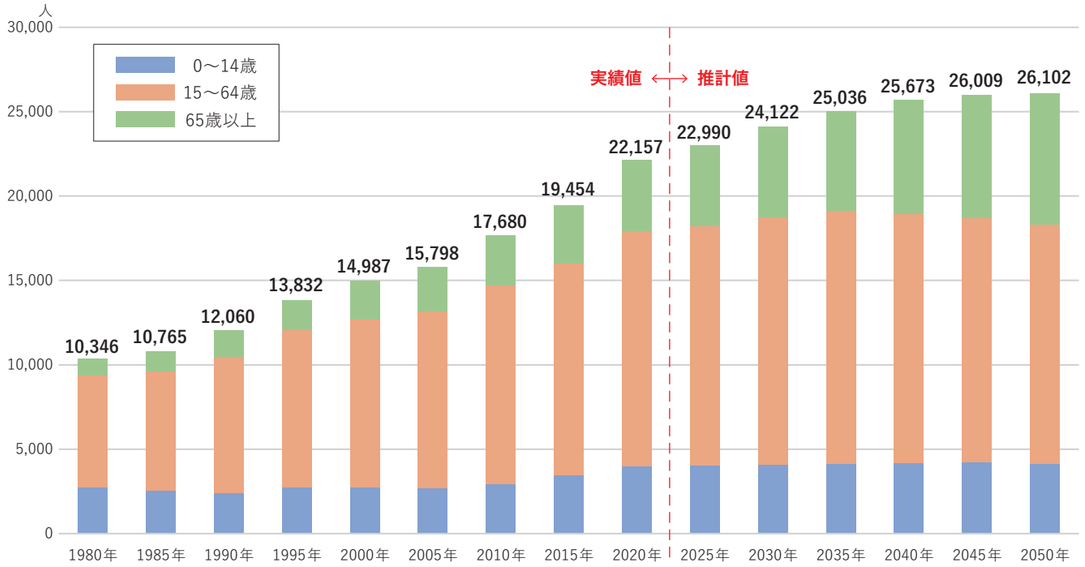
昨今の情報通信技術の発展は目覚ましく、ICT（Information and Communication Technology）に加えて、IoT（Internet of Things）や AI（Artificial Intelligence：人工知能）による業務の効率化や新たな価値が生み出されることが見込まれています。特に新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、新しい生活様式が広がる中で、経済活動や日常生活におけるデジタル技術の活用は、ますます広がっていくと想定されています。人口減少や都市部への人口集中による地方の過疎化が課題となっている中で、デジタル化の進展は地域課題の解決や地域の魅力向上に向けた取組みのひとつの手段として期待されています。

4. 中城村の現状

（1）人口推移と将来人口

本村の人口は第一次総合計画が策定された昭和 57（1982）年以降、順調に増加しており、令和 2（2020）年の国勢調査で、初めて 2 万人を突破しました。社人研の推計によると、今後は増加ペースは落ちるものの、2050 年までは人口の増加が続くと見込まれています。

また、年代別に見ると令和 2（2020）年で年少人口 18.2%、生産年齢人口 62.7%、高齢人口 19.1%となっており、全国的にみると少子高齢化の進行は抑えられている（全国：年少人口 11.4%、生産年齢人口 59.5%、老齢人口 28.8%）状況であるとはいえ、2050 年の推計値を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増加する傾向が見られます。



■中城村の人口推計（社人研の推計より作成）

（2）子育て・教育

本村では、これまで子育て、保育･教育への支援に力を入れており、多くの取組みを行ってきました。特に、機構改革によって「こども課」が新設されて以降、子育て支援施策は年々充実してきており、子育てしやすい村に向けて確実に進んできたと言えます。

近年では子ども医療費の 18 歳まで無償化、給食費の無償化、中城村出産・子育て応援事業等に取り組んでおり、幼児教育については、認定こども園を含めた保育施設の充実により、0 ～ 2 歳の待機児童 0 人を達成しつつありますが、一方で支援が必要な子どもの増加や保育士不足等の課題も抱えており、今後も取組みを継続しつつ状況に応じた適切な対応が必要となっています。

また人口増加に伴い平成 25（2013）年に南上原地区に中城南小学校が新規に開校、令和 7（2025）年度には老朽化に伴う中城小学校、津覇小学校の建替え工事の完了、さらに令和 10（2028）年度には村内唯一の中学校である中城中学校が役場庁舎横への移転が完了する予定となっています。

（3）歴史・文化

本村には国指定史跡中城城跡をはじめとした文化財が数多く残っており、琉球の歴史を伝える貴重な資源であると同時に、本村にとっての重要な観光資源でもあります。

■指定文化財一覧

指定区分	名称	種別	指定年月日
国指定	中城城跡	記念物（史跡）	昭和 47 年 5 月 15 日
	中城ハンタ道	記念物（史跡）	平成 27 年 3 月 10 日
県指定	伊集の打花鼓	無形民俗文化財	昭和 60 年 10 月 8 日
	安里のテラ	有形民俗文化財	平成 6 年 3 月 31 日
村指定	泊の大クワディーサー	記念物（天然記念物）	平成 9 年 3 月 7 日
	伊舎堂前の三本ガジマル	記念物（史跡）	平成 9 年 3 月 7 日
	県道開削記念碑	記念物（史跡）	平成 9 年 3 月 7 日
	ペリーの旗立岩	記念物（史跡）	平成 9 年 3 月 7 日
	津覇の獅子舞	無形民俗文化財	平成 9 年 3 月 7 日
	新垣の石橋	有形文化財（建造物）	平成 18 年 3 月 27 日
	津覇の龕屋	有形民俗文化財	平成 18 年 3 月 27 日
	161.8 高地陣地	沖縄戦に関する遺跡	平成 26 年 3 月 26 日
	津覇のテラ	有形民俗文化財	平成 26 年 3 月 31 日
	安里のムラガー	有形文化財（建造物）	令和 3 年 8 月 2 日
	伊舎堂のマーチューグヮー	記念物（史跡）	令和 3 年 8 月 2 日



史跡中城城跡（国指定史跡）

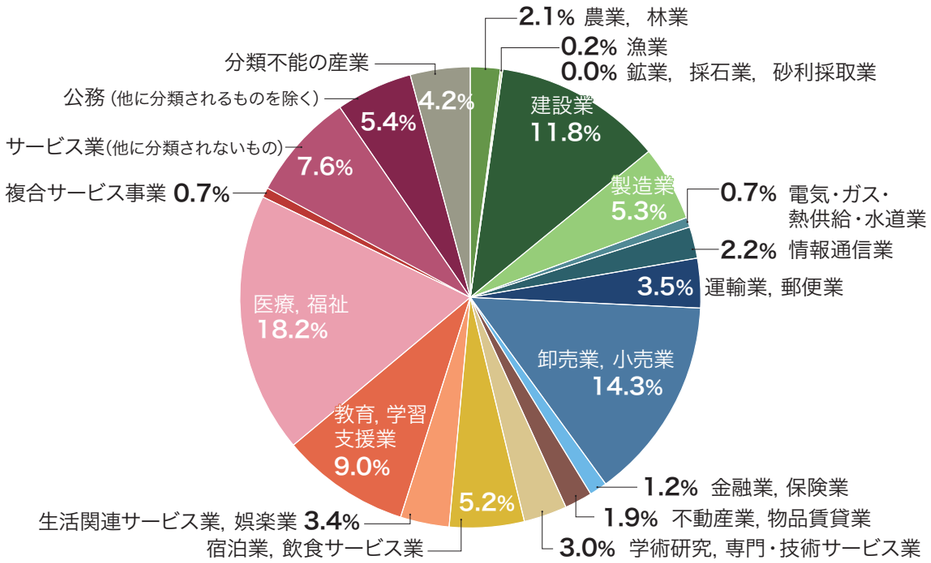


伊集の打花鼓（県指定文化財）

（4）産業

令和２（2020）年の国勢調査によると本村の産業別割合は第一次産業 2.3%、第二次産業 17.1%、第三次産業 76.4%となっています。村内の就業者数は 9,021 人で、医療･福祉が最も多く 18.2%（1,646 人）、次いで卸売業・小売業が 14.3%（1,287 人）、建設業 11.8%（1,068 人）となっています。

本村の基幹産業は優良な農地を活かした農業であり、農業の振興、農地の活用について様々な取組みを行っています。特に令和６（2024）年度に策定した「地域計画（目標地図）」においては、策定の段階から農家の意向調査や地域座談会を開催し、遊休農地の活用や担い手の育成についての将来ビジョンを定めています。また本村の特産品である「中城島ニンジン」が GI 保護制度の登録を受け、地域ブランドとして保護されるとともに、中城島ニンジンを活用した特産品の開発にも力を入れていく必要があります。



■産業別人口（令和２年国勢調査より作成）

（5）交通

本村は那覇市から約 15 ㎞圏域にあり、公共交通については、路線バス及び主に村民が利用する「護佐丸バス（村内コミュニティバス）」があり、路線バスは、那覇空港や那覇バスターミナル等から中城村を通る路線が運行しています。一方で護佐丸バスは地域住民の自立した日常生活及び社会生活に寄与するため、村内の実情に即した公共交通として導入されており、必要に応じて運行ルートやダイヤの見直しが行われています。また、ラストワンマイルをカバーするサービスとしてシェアサイクルの実証実験も行われています。

第Ⅱ章　基本構想の概要

1．中城の将来像

令和５（2023）年３月に策定された「中城村第五次総合計画基本構想」において、今後 11 年間の間で目指すべき基本的な考え方を中城の将来像として以下のように定めています。

中城が好き

～誇りと愛着が生み出す　とよむ中城～

全国的に人口減少、少子高齢化の進行が課題となる中、本村では人口増加フェーズが続いています。第四次総合計画の期間内では特に市街化区域である南上原地区を中心に人口の増加という量的な成長が一定の成果として成し遂げられてきましたが、第五次総合計画の 11 年間では、一定規模の人口増加を目指しながらも、その先を見据えて、中城村で暮らしている一人ひとりの暮らしの質を高めていくことが必要になると言えます。

量的な発展に加え、質的な豊かさを付加していく重要な期間と位置づけ、中城が未来永劫に「とよむ」という基本的な視点を踏襲しながら、持続的な発展を目指していきます。

「とよむ」とは…

「鳴り響く」の意味。中城村は、豊かな土地と景観に恵まれ、古くは貝塚時代（約 3500 年前）から人が住み着いていたことが知られている。古琉球時代以降、護佐丸や中城城跡などの歴史を彩る人物や史跡が登場し、琉歌にも「とよむ中城　よしの浦のお月　みかげ照り渡てさびやないさめ（世にも名高い中城グスクから吉の浦を眺めると月が美しく照りわたり、なんと平和なことか、とても災いなどあろうはずがない）」とうたわれている。「とよむ」という言葉は、中城においては、この琉歌に由来して、文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉であると言われている。